

改正

平成23年12月22日条例第46号

平成25年12月24日条例第53号

平成30年3月28日条例第3号

足立区区民評価委員会条例を公布する。

足立区区民評価委員会条例

(設置)

第1条 足立区自治基本条例（平成16年足立区条例第48号）第15条に規定する行政評価に関し、評価の客観性を高めるとともに、区民との協働・協創及び区政経営の改革を推進するため、区長の附属機関として、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行政評価に関する事項
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(分科会)

第6条 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によって選出する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区区民評価委員会	日額 7,000円
------------	-----------

(委員の任期の特例)

3 足立区区民評価委員会条例の一部を改正する条例（平成25年足立区条例第53号）の施行の日において、現に在職する委員のうち、6人以内の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、3年とする。

付 則（平成23年12月22日条例第46号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例（平成21年足立区条例第64号）は、廃止する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成25年12月24日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月28日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。